シンガポール法律コラム

第３６回　シンガポールのベープ全面禁止、2026 年罰則強化で在星邦人に迫るリスク

2026 年 11 月
One Asia Lawyers Group
日本法・シンガポール法(FPC)・アメリカ NY 法弁護士
栗田　哲郎
佐藤　友紀



こんにちは。One Asia Lawyers Group（Focus Law Asia LLC）です。今号では、シンガポールにおいて改正された改正タバコ・ベープ法についてご説明いたします。

2026 年 5 月 1 日、シンガポールにおいて改正「たばこ・ベープ規制法」（Tobacco and Vaporisers Control Act 1993、以下「TVCA」）が施行されました。 従来より電子タバコ（ベープ）の輸入・販売・流通は2018年から禁止されていましたが、今回の改正では所持・使用に対する罰則が大幅に引き上げられるとともに、事業所の所有者・占有者に対する新たな法的義務が課されることとなりました。 シンガポールに居住・勤務する日本人にとって、本改正は個人の生活面のみならず、ビジネス運営にも直結する重要な法改正です。

1. 個人への影響―ベープ所持で最高 1 万ドルの罰金、パス剥奪も

改正 TVCA のもとでは、ベープの購入・所持・使用に対する罰金の上限が従来の SGD 2,000 から SGD 10,000 に引き上げられました。 また、エトミデートなどの「特定精神活性物質」を含むベープの所持には、最高 SGD 20,000 の罰金または最長 10 年の禁錮、もしくはその両方が科されます。

在星外国人にとって特に深刻なのはビザへの影響です。ベープを所持していることが発覚した外国人は、製品を没収され罰金通知（Notice of Composition）が発行されます。 再犯者にはより厳しい措置が取られ、短期滞在パス保持者は出国時にシンガポールへの再入国が禁止される場合が御座います。 Employment Pass、S Pass、Work Permit、Student's Pass、Long-Term Visit Pass、Dependant's Pass 等の長期パス保持者は、3 回目の違反でパスの取消し・国外退去・再入国禁止の処分を受ける可能性があります。 エトミデート入りベープの所持が発覚した場合や尿検査で陽性となった場合には、初回であってもパス取消し・国外退去・再入国禁止となり得ます。さらに、ベープをシンガポールに持ち帰る行為が「輸入」に該当した場合、最長 9 年の禁錮および最高 SGD 300,000 の罰金という極めて重い刑事罰の対象となりえます。

2. ビジネスへの影響―雇用主に課される「デューケア義務」

今回の改正で最も注目すべき点の一つは、事業所の所有者・占有者（occupier）に対する新たな義務の創設です。TVCA 第 18A 条により、シンガポール国内の土地・建物・場所の所有者または占有者が、他者による禁止製品の保管を許容した場合、相当な注意（due care）、すなわち、保管されているものが禁止製品またはその構成要素ではないことを確認するための注意義務を果たしていないことを証明できない限り、初犯で最高

SGD 100,000 の罰金または最長 3 年の禁錮またはその両方、再犯で最高 SGD 200,000 の罰金または最長 6 年の禁錮またはその両方が科されます。
つまり、オフィスや工場、倉庫において従業員のロッカーやデスクからベープが発見された場合、当該従業員個人だけでなく、企業自体が法的責任を問われる可能性があります。
また、TVCA 第 20 条により、法人が違反を犯した場合、違反時に取締役・マネージャー・秘書役等の役職にあった者も、違反行為を認識していた場合（knowledge）や、これに同意ないし黙認していた場合（consent）には、同様の罪に問われ得ます。役員側が、自身の知識・同意なく違反が行われたことを裁判所に証明しない限り、個人責任を免れることはできません。

3. 日系企業が今すぐ取るべき対策

HSA（Health Sciences Authority/保健科学庁）が公表した「商業施設の所有者・占有者のためのデューケア・ハンドブック」[1]に基づき、以下の措置を講じることが推奨されます。
第一に、社内規程・就業規則にベープの所持・使用・保管を明確に禁止する条項を挿入し、全従業員に周知することが望ましいと考えられます。 第二に、入社時研修への TVCA に関する教育の組込みです。特に、海外から赴任したばかりの従業員は、シンガポールにおけるベープの全面禁止を認識していない場合がある為、入社時・赴任時の研修等を通じて周知することが重要です。第三に、「No Vaping」の掲示を事業所の入口・共用部に設置することです。 第四に、定期的な点検記録の保持です。HSA の査察時にこれらの記録が求められることがあります。

なお、HSA は各事例を個別の事実・状況に基づいて評価するものとしており、合理的なデューケア措置が講じられていたことが証明できる場合では、その点が考慮されるものとされています。他方で、何の対策も講じていない場合には、従業員の個人的な違反行為であっても、企業側の対応について問題が生じる可能性があります。

HSA による取締りは既に活発化しており、2026 年第 1 四半期だけで 2,500 人以上がベープ関連違反で摘発されています。シンガポールの厳格なベープ規制は、日本の感覚とは大きく異なります。特に、在星邦人および日系企業は、「知らなかった」では済まされないこの法改正に、速やかに対応することが求められています。

※本稿は、シンガポールの週刊 SingaLife（シンガライフ）において掲載中の「シンガポール法律コラム」のために著者が執筆した記事を、ニューズレターの形式にまとめたものとなります。

[1] Health Sciences Authority. “Handbook on Exercising Due Care for Owners and Occupiers of Commercial Premises in Singapore 2026” <https://isomer-user-content.by.gov.sg/409/03380afc-4f66-4b42-934a-c18b122ddaaf/Handbook%20on%20Exercising%20Due%20Care%20for%20Owners%20and%20Occupiers%20of%20Commercial%20Premises%20in%20Singapore_Ver.pdf>.

◆ One Asia Lawyers◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ https://oneasia.legal または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

＜著　者＞

<table>
<tr>
<td></td>
<td>栗田　哲郎
One Asia Lawyers Group 代表
シンガポール（FPE）・日本・USA/NY 州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016 年 7 月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014 年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114</td>
</tr>
<tr>
<td></td>
<td>佐藤　友紀
パラリーガル／オーストラリア法有資格者

日本で高校を卒業後はアメリカの大学やイギリスの大学院にてデジタルアート・メディアアートを学び、デジタルコンテンツ制作会社に就職。その後、オーストラリアの法科大学院に入り直し一から法律を学び卒業。ニューサウスウェール最高裁判所へ登録の後、日系大手通信事業者の法務に従事。国際法務のみならず日本国内法務も兼務し、海外事業者との契約交渉から海外拠点からのインバウンド法律相談の対応のほか、日本での新サービス立ち上げにともなう国内法令調査や新サービスの約款作成、訴訟及び消費者からのクレーム対応まで幅広く法務に携わる。</td>
</tr>
</table>